

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

2 所管事務の調査（報告）

（4）公益財団法人川崎市身体障害者協会

「次期 経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

資料 次期「経営改善及び連携・活用に関する方針案」

参考資料 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の
策定について

令和4年2月9日

健康福祉局

次期「経営改善及び連携・活用に関する方針案」

(令和4(2022)年度～令和7(2025)年度)

法人(団体名)	公益財団法人川崎市身体障害者協会	所管課	健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課
---------	------------------	-----	---------------------------

経営改善及び連携・活用に関する方針

法人の概要

1 法人の事業概要

身体障害者団体に対する組織活動の推進事業、身体障害者の福祉事業、地方公共団体からの受託事業及び指定管理事業、身体障害者スポーツ及び文化活動の促進に関する事業、障害者・児に関する第2種社会福祉事業、その他この法人の目的を達成するのに必要な事業

2 法人の設立目的

川崎市内の身体障害者に対する援護と福祉に関する事業を行い、身体障害者の自立更生及び社会参加と福祉向上に寄与することを目的とします。

3 法人のミッション

全国的に身体障害者団体は、高齢化や参加者の減少という共通の課題に直面しています。一方で、川崎市には多くの流入人口があります。若者男女を問わず、障害をお持ちの方々がイベント等に参加いただくことによって、社会参加の機会を提供するとともに、団体の活動を交え、各種事業を展開することで身体障害者の福祉の向上を図るものです。

本市施策における法人の役割

川崎市の身体障害者福祉事業における実施体制の中核として、団体の育成、障害者理解促進のための普及・啓発、地域生活支援及び社会参加推進等を行うことを通じて、市内の身体障害者福祉の充実・発展と、「完全参加と平等」の理念に基づく身体障害者の地域社会での自立と社会参加の支援に寄与しています。

また、市内の身体障害者の自立更生と福祉向上のため、身体障害者に対する援護と福祉に関する事業を行う法人としての役割を担うとともに、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの拡充など自主財源の確保に努め、引き続き経営改善を進めます。

さらに、市内に在住、在勤、在学の障害者に対して、部局の枠組みにとらわれることなく、その成長を促す取り組みを通じて市民とともに、存在意義を高めていきたいと考えます。

		政策	施策
法人の取組と関連する市の計画	市総合計画上関連する政策等	<ul style="list-style-type: none"> 政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる 政策4-8 スポーツ・文化芸術を振興する 	<ul style="list-style-type: none"> 施策1-4-4 障害福祉サービスの充実 施策1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進 施策4-8-1 スポーツのまちづくりの推進
	関連する市の分野別計画	<ul style="list-style-type: none"> 第5次かわさきノーマライゼーションプラン【R3～8】 川崎市スポーツ推進計画【R4～R13】 	

現状と課題

1 現状

市内における身体障害者福祉の充実・発展及び障害者のニーズに対応するため、身体障害者に対する福祉事業、障害者社会参加推進事業、川崎市中部身体障害者福祉会館事業(以下「中身館」)等を実施しています。

2 課題

課題としては、高齢化の影響が当法人にも及んでおり、会員数の減少等の事態を招いており、法人の活性化や一層の福祉の向上のためにも会員の拡大(非加盟団体・非会員障害者の取り込み)を行う必要があります。

また流入人口が多くある川崎市においては、既存の枠組みだけでは新たなニーズに対応できなくなっている側面もあり、より効果的・効率的な事業の実施が求められています。

経営面については、職員の資質向上により提供するサービスの質の向上を図りながら、同時に提供する各種サービスの安定化・拡充により、より収益的な経営基盤の構築を図りたいと考えており、中期的な課題として向き合い、取り組むことによって、当法人自身の成長を図っていきたいと考えます。

取組の方向性

1 経営改善項目

安定的に各種サービスが提供されるように、意欲ある優秀な職員の育成に取り組み、同時に引き続きコスト意識を持ちつつ収益の改善を図り、安定的な経営となるよう努めてまいります。

2 連携・活用項目

障害者スポーツに関しては障害者や市民が持てる能力を発揮できる環境や機会の提供に努め、生活訓練においては広報周知や会場確保などに努め、これらの取組を通じて広く市民に障害者スポーツや生活訓練等の機会の提供ができるよう関係機関とより一層の連携を図ってまいります。また川崎市福祉キャブ運行事業や地域相談支援センターすまいるにおける利用数や利用者満足度の向上、中身館における貸し会議室の利用向上やサークル活動の活性化、同作業室における利用の向上等に取り組み、障害者福祉や地域福祉に一層寄与できるよう取り組んでまいります。

1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画

4カ年計画の目標

- ・生活訓練等事業などの障害者の社会参加のための事業の充実
- ・障害者スポーツの更なる普及・促進のための、スポーツ大会等への参加増や障害者スポーツ協会の基盤整備
- ・福祉キャブ運行事業における顧客満足度の向上
- ・相談支援センターすまいるにおける相談体制の向上
- ・中身館管理部門における事業(貸し会議室の提供・講習会の実施等)の充実
- ・中身館作業室における利用の向上
- ・職員研修を通じた職員の資質向上や各種資格保有者の増加、及び職員が働きやすい環境整備
- ・収益事業を中心とした収益の改善

本市施策推進に向けた事業計画

取組 No.	事業名	指標	現状値	目標値					単位
			令和2 (2020)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度		
①	障害者社会参加推進事業	生活訓練等事業への参加者数	1,546	2,500	2,930	3,370	3,800	人	
		スポーツ大会等への参加者数	1,085	2,300	2,630	2,970	3,300	人	
		事業別の行政サービスコスト 本市財政支出(直接事業費)	25,356 (25,358)	37,933 (38,083)	37,933 (38,464)	37,933 (38,849)	37,933 (39,237)	千円	
②	身体障害者に対する福祉事業	福祉キャブの顧客満足度	92	90	90	90	90	%	
		相談支援事業の相談件数	488	600	670	730	800	件	
		事業別の行政サービスコスト 本市財政支出(直接事業費)	77,561 (79,776)	77,403 (81,931)	77,403 (82,751)	77,403 (83,578)	77,403 (84,414)	千円	
③	中部身体障害者福祉会館指定管理事業	中身館利用者数	3,630	9,500	10,670	11,830	13,000	人	
		作業室利用者数	3,218	3,250	3,330	3,410	3,500	人	
		事業別の行政サービスコスト 本市財政支出(直接事業費)	21,355 (72,738)	27,253 (73,577)	27,253 (75,049)	27,253 (76,550)	27,253 (78,081)	千円	

経営健全化に向けた事業計画

取組 No.	項目名	指標	現状値	目標値					単位
			令和2 (2020)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度		
①	収益性の改善	経常収支比率	97.8	99.1	99.2	99.3	99.3	%	
		正味財産額	113,818	109,445	107,366	105,433	103,641	千円	

業務・組織に関する計画

取組 No.	項目名	指標	現状値	目標値					単位
			令和2 (2020)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度		
①	効率性を高める業務改善	研修への参加回数	18	18	19	19	20	回	
		サービス管理責任者等の障害福祉サービス提供に係る有資格者の人数	6	6	6	6	6	人	

2. 本市施策推進に向けた事業計画①

事業名		障害者社会参加推進事業						
現状		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者が広く社会参加できるよう各種教室や訓練等を実施する生活訓練等事業及びスポーツ大会等の企画を行っています。 ・日常生活・社会生活等に関する各種教室を開催する生活訓練等事業については、障害者の高齢化等により参加者数が減少傾向にあります。 ・スポーツ大会等への参加者数については、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に増加傾向にあります。 						
行動計画		<ul style="list-style-type: none"> ・各種教室や訓練等を実施する生活訓練等事業では、障害者が広く参加できる教室等の企画・事業内容の充実を図ることで、参加者数の水準を維持できるよう取り組んでいきます。 ・スポーツ関係においては東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とする障害者スポーツへの関心の高まりを、大会後もレガシーとして維持できるよう、スポーツ大会等のイベントの充実を図り、参加者数の維持・拡大を目指します。 						
スケジュール		現状値	目標値				単位	
		R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		
指標	1	生活訓練等事業への参加者数	1,546	2,500	2,930	3,370	3,800	人
	説明	生活訓練等事業への参加者数						
	2	スポーツ大会等への参加者数	1,085	2,300	2,630	2,970	3,300	人
	説明	スポーツ大会等への参加者数						
	3	事業別の行政サービスコスト	25,356	37,933	37,933	37,933	37,933	千円
	説明	本市財政支出 (直接事業費)	(25,358)	(38,083)	(38,464)	(38,849)	(39,237)	

本市施策推進に向けた事業計画②

事業名		身体障害者に対する福祉事業						
現状		<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者等に福祉サービスを提供することで障害者の生活を支援しています。 ・福祉キャブについては、ここ数年、事業統合等により運行台数の増加が図られてきましたが、その分利用希望も増え、利用の競合により申し込みを受けられないことがあります。 ・相談支援センターについては、地区割変更等に係る対応が求められています。 						
行動計画		<ul style="list-style-type: none"> ・福祉キャブについては、キャンセル発生時の利用調整等を行い利用に繋げることで利用率の向上を図り、また利用者の声を直にすくい上げ、利用環境の改善に常に取り組むことにより、顧客満足度の向上に取り組めます。 ・相談支援センターについては、地区割変更等にも適切に対応しながら、専門の相談員により、一人ひとりの相談者に対して、適切な助言及び支援を実施していきます。 						
スケジュール		現状値	目標値					
		R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
指標	1	福祉キャブの顧客満足度	92	90	90	90	90	%
	説明	車内アンケート等による満足度調査の結果						
	2	相談支援事業の相談件数	488	600	670	730	800	件
説明	相談支援事業の相談件数							
3	事業別の行政サービスコスト	77,561 (79,776)	77,403 (81,931)	77,403 (82,751)	77,403 (83,578)	77,403 (84,414)	千円	
説明	本市財政支出 (直接事業費)							

本市施策推進に向けた事業計画③

事業名		中部身体障害者福祉会館指定管理事業						
現状		<ul style="list-style-type: none"> ・中身館の運営を通じて、障害者の自立及び社会参加の支援を行います。 ・管理部門においては、障害者及び福祉関係者等が実施する会議、研修会のための会議室等の提供、及び地域福祉活動を進めるための行事、講習会等を実施しています。 ・作業室においては、法定福祉サービスである生活介護事業(定員15名)及び就労継続支援事業(定員10名)を実施しています。 						
行動計画		<ul style="list-style-type: none"> ・貸し会議室等の事業については、会館のアピールや地域との交流、魅力ある内容の講習会の実施等により、利用実績の向上を図ります。 ・作業室については、介助技術の向上や職員の適切な配置、受け入れ利用者数に余裕のある曜日の利用を希望する方との新規利用契約などを図り、利用実績の向上を図ります。 						
スケジュール		現状値	目標値					
		R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
指標	1	中身館利用者数	3,630	9,500	10,670	11,830	13,000	人
	説明	貸し会議室等の延べ利用者数+会館主催各種講習会の延べ受講者数						
	2	作業室利用者数	3,218	3,250	3,330	3,410	3,500	人
	説明	作業室(生活介護・就労継続支援B型事業所)の延べ利用者数						
	3	事業別の行政サービスコスト	21,355 (72,738)	27,253 (73,577)	27,253 (75,049)	27,253 (76,550)	27,253 (78,081)	千円
	説明	本市財政支出(直接事業費)						

3. 経営健全化に向けた事業計画①

項目名		収益性の改善						
現状		公益事業については、赤字の傾向が強いため、収支の改善が課題となっています。また、そのため収益事業についても一層の黒字が求められています。						
行動計画		<ul style="list-style-type: none"> ・法人全般として収益の改善に取り組みます。 ・公益目的事業については事業の効果や合目的性を鑑みつつ、収益の改善を図ります。また同時に法人の経営基盤が揺るがぬよう、収益事業の収益拡大に努めます。 						
スケジュール		現状値	目標値					単位
		R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		
指標	1	経常収支比率	97.8	99.1	99.2	99.3	99.3	%
	説明	事業活動の結果である経常収益と、それに費やした経常費用の割合						
	2	正味財産額	113,818	109,445	107,366	105,433	103,641	千円
	説明	出損者から受け入れた指定正味財産額と、本業から得られた過年度経常収支差額の合計額						

4. 業務・組織に関する計画①

項目名		効率性を高める業務改善						
現状		障害者ニーズが多様化し事業も拡大する中で、効率的な業務実施が求められています。また必要な資格や専門知識を持った職員の育成が求められています。						
行動計画		職員研修などを通じて職員の資質向上を図ることで少人数の職員で対応することを可能とし、同時に適材適所の人員配置、職員が働きやすいような環境整備に取り組めます。また、安定的に事業運営がなされるよう、必要な資格を持った職員数の維持に努めます。						
スケジュール		現状値	目標値					単位
		R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		
指標	1	研修への参加回数	18	18	19	19	20	回
	説明	研修への参加回数						
	2	サービス管理責任者等の有資格者の人数	6	6	6	6	6	人
	説明	サービス管理責任者等の障害福祉サービス提供に係る有資格者の人数						

(参考)本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画に設定する指標一覧

本市施策推進に向けた事業計画

指標	指標の考え方	現状値	目標値	単位	目標値の考え方
		令和2 (2020)年度	令和7 (2025)年度		
障害者社会参加推進事業					
1	生活訓練等事業への参加者数	1,546	3,800	人	令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響が残るものと考え、感染症対策を徹底し、その周知を図りながらも、令和元年度と令和2年度の中間の2,500人とし、以降はコロナ前の水準に改善していくことを目標とします。 (参考 H29:3,867人、H30:3,894人、R1:3,336人)
	算出方法 生活訓練等事業への参加者数				
2	スポーツ大会等への参加者数	1,085	3,300	人	令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響が残るものと考え、感染症対策を徹底し、その周知を図りながらも、令和元年度と令和2年度の中間の2,200人とし、以降はコロナ前の水準に改善していくことを目標とします。 (参考 H29:2,770人、H30:3,141人、R1:3,383人)
	算出方法 スポーツ大会等への参加者数				
3	事業別の行政サービスコスト	25,356 (25,358)	37,933 (39,237)	千円	事業の効率的な運用に努めて事務経費の縮減を図ります。 (参考 H29:30,868千円、H30:31,915千円、R1:28,159千円)
	算出方法 本市財政支出 (直接事業費)				
身体障害者に対する福祉事業					
1	福祉キャブの顧客満足度	92	90	%	引き続きサービスの向上や効率的な運行に取り組むことにより、令和2年度の水準を維持するよう目標値を設定します。 (参考 H29:68%、H30:69%、R1:81%)
	算出方法 アンケート等による満足度調査の結果				
2	相談支援事業の相談件数	488	800	件	令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響が残るものと考え、感染症対策を徹底し、その周知を図りながらも、令和元年度と令和2年度の中間の600件とし、以降はコロナ前の水準に改善していくことを目標とします。 (参考 H29:802件、H30:804件、R1:712件)
	算出方法 相談支援事業の相談件数				
3	事業別の行政サービスコスト	77,561 (79,776)	77,403 (84,414)	千円	事業の効率的な運用に努めて事務経費の縮減を図ります。 (参考 H29:69,216千円、H30:68,758千円、R1:77,296千円)
	算出方法 本市財政支出 (直接事業費)				

中部身体障害者福祉会館指定管理事業							
1	算出方法	中身館利用者数	中身館の利用者数の増加が、指定管理事業の指標となります。	3,630	13,000	人	令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響が残るものと考え、感染症対策を徹底し、その周知を図りながらも、令和2年度の実績に対して、令和元年度から8割の実績への改善を図り、9,500人とし、以降はタイムケアセンター事業終了後の平成30年度のコロナ前の水準以上に改善していくことを目標とします。(参考 H29:17,274人、H30:12,772人、R1:11,920人)
		中部身体障害者福祉会館の利用者数					
2	算出方法	作業室利用者数	作業室の利用者数の増加が、指定管理事業の指標となります。	3,218	3,500	人	令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響が残るものと考え、感染症対策を徹底し、その周知を図りながらも、令和2年度の水準を維持し、以降はコロナ前の水準に改善していくことを目標とします。(参考 H29:3,503人、H30:3,426人、R1:3,014人)
		作業室の利用者数					
3	算出方法	事業別の行政サービスコスト	事業の効率的な運用に努めることにより、事務経費の削減を図る指標となります。	21,355 (72,738)	27,253 (78,081)	千円	事業の効率的な運用に努めて事務経費の縮減を図ります。(参考 H29:20,617千円、H30:20,617千円、R1:20,755千円)
		本市財政支出(直接事業費)					
経営健全化に向けた事業計画							
指標	指標の考え方	現状値		目標値		単位	目標値の考え方
		令和2 (2020)年度	令和7 (2025)年度	令和2 (2020)年度	令和7 (2025)年度		
収益性の改善							
1	算出方法	経常収支比率	収益性の向上を図るための指標として設定。日々の事業活動によって費やした経常費用に対し、得られる経常収益の割合を通じて、安定的・継続的に事業を行っているか、その取組の成果を測るものです。	97.8	99.3	%	経営の効率性をチェックする観点から経常収支比率(経常収益÷経常費用)をパーセンテージで設定、徐々に改善していくことを目標とします。(参考 H29:98.8%、H30:98.4%、R1:91.9%)
		経常収益÷経常費用×100					
2	算出方法	正味財産額	財務の安全性の維持・向上を図るための指標として設定。正味財産額の推移・状況の把握を通じて、今後の事業活動を安定的・継続的に行っていく財務基盤に懸念がないか、その取組の成果を測るものです。	113,818	103,641	千円	中長期的な視点から収支の均衡が図られているかをチェックする観点から正味財産額を設定、徐々に収益性の改善が果たされた値を目標値とします。(参考 H29:142,878千円、H30:138,790千円、R1:117,738千円)
		指定正味財産額+一般正味財産額					
業務・組織に関する計画							
指標	指標の考え方	現状値		目標値		単位	目標値の考え方
		令和2 (2020)年度	令和7 (2025)年度	令和2 (2020)年度	令和7 (2025)年度		
効率性を高める業務改善							
1	算出方法	研修への参加回数	研修への参加により職員の人材育成を図ることが指標になります。	18	20	回	効率的な業務改善を目指すために人材育成や有資格者を適材適所に配置するなど環境整備を図る計画で、回数増を果たした目標値の設定とした。(参考 H29:15回、H30:22回、R1:19回)
		研修への参加回数					
2	算出方法	サービス管理責任者等の有資格者の人数	サービス管理責任者等の有資格者を適材適所に配置するなど環境整備を図ることが指標になります。	6	6	人	効率的な業務改善を目指すために人材育成や有資格者を適材適所に配置するなど環境整備を図る計画で、現状値以上を確保していく目標値とした。(参考 H29:6人、H30:6人、R1:6人)
		サービス管理責任者等の有資格者の人数					

5. 財務見直し

		現状		見込み				
収支及び財産の状況(単位:千円)		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
正味財産増減計算書	(一般正味財産増減の部)							
	経常収益	228,073	256,919	257,433	257,948	258,464	258,981	
	経常費用(事業費)	226,114	252,190	252,867	253,277	253,697	254,123	
	経常費用(管理費)	7,105	6,868	6,800	6,750	6,700	6,650	
	うち減価償却費	2,550	2,826	2,800	2,800	2,800	2,800	
	当期経常増減額	△5,147	△2,139	△2,234	△2,079	△1,933	△1,792	
	経常外収益	1,227						
	経常外費用							
	税引前当期一般正味財産増減額	△3,920	△2,139	△2,234	△2,079	△1,933	△1,792	
	当期一般正味財産増減額	△3,920	△2,139	△2,234	△2,079	△1,933	△1,792	
(指定正味財産増減の部)								
当期指定正味財産増減額								
正味財産期末残高	113,818	111,679	109,445	107,366	105,433	103,641		
貸借対照表	総資産	169,923	157,579	155,445	153,466	151,633	149,941	
	流動資産	121,042	110,579	108,945	107,466	106,133	104,941	
	固定資産	48,881	47,000	46,500	46,000	45,500	45,000	
	総負債	56,105	45,900	46,000	46,100	46,200	46,300	
	流動負債	46,264	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	
	固定負債	9,842	9,900	10,000	10,100	10,200	10,300	
	正味財産	113,818	111,679	109,445	107,366	105,433	103,641	
	指定正味財産							
	一般正味財産	113,818	111,679	109,445	107,366	105,433	103,641	
主たる勘定科目の状況(単位:千円)		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
経常収益	利用料収益	44,826	45,000	45,225	45,451	45,678	45,907	
経常費用	人件費(管理費分を含む)	89,871	90,000	90,450	90,902	91,357	91,814	
総資産	特定資産	27,255	24,000	21,500	19,000	16,500	14,000	
総負債	有利子負債(借入金+社債等)							
本市の財政支出等(単位:千円)		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
補助金		84,607	84,171	82,171	82,171	82,171	82,171	
負担金								
委託料		72,354	89,159	89,605	90,053	90,503	90,956	
指定管理料		20,755	27,253	27,253	27,253	27,253	27,253	
貸付金(年度末残高)								
損失補償・債務保証付債務(年度末残高)								
出捐金(年度末状況)		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
(市出損率)		68.9%	68.9%	68.9%	68.9%	68.9%	68.9%	
財務に関する指標		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
流動比率(流動資産/流動負債)		261.6%	307.2%	302.6%	298.5%	294.8%	291.5%	
有利子負債比率(有利子負債/正味財産)								
経常収支比率(経常収益/経常費用)		97.8%	99.2%	99.1%	99.2%	99.3%	99.3%	
正味財産比率(正味財産/総資産)		67.0%	70.9%	70.4%	70.0%	69.5%	69.1%	
経常費用に占める市財政支出割合 (補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常費用		76.2%	77.4%	76.6%	76.7%	76.8%	76.8%	
経常収益に占める市財政支出割合 (補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常収益		77.9%	78.1%	77.3%	77.3%	77.4%	77.4%	
法人コメント		本市コメント						
現状認識		今後の見直し			今後の見直しに対する認識			
流動比率250%超、正味財産比率60%超と安全性については問題なく推移しているが、当期毎に赤字とならないよう留意しているものの、新型コロナウイルスの影響等により令和2年度は赤字となっている。また福祉キャブなど事業のボリュームが増えたことに伴い事業規模・行政サービスコストが増加している。赤字部門の整理等により収支償還に近い実績となっているが、引き続き公益的事業の実施など公益法人としての使命を果たしつつ、公益目的事業での実施の効率化や収益事業の高収益化や拡大に取り組み、より安定した経営基盤を築かなければならないと認識している。		公益法人であること、当事者団体であることの強みを活かした魅力ある事業展開や法人が蓄積してきたノウハウを今後も活かして、社会環境の変化への対応や持続的かつ安定的な運営ができる組織づくり、効率的運営に努めることが求められていると認識しており、現状では赤字幅は大幅に改善しているが、黒字化は果たされていない。そのために、人件費の確保、市に依存しない収益基盤の整備を図りつつ、赤字の累積により事業継続性が危惧される事態に陥らないよう、収益事業の拡大・収益強化を図りたい。			公益法人として、民間の事業者が受け入れにくい障害の重い方や困難ケースを受け入れている中で、収益の改善に取り組むのは難しい課題であると認識しているが、生活介護・就労継続支援事業等の収益事業を拡大することにより、収益の改善に努めていきたい。			

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

1 方針策定の趣旨

(1) 出資法人改革の経緯

本市では、平成14（2002）年度の第1次行財政改革プランの策定以降、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し、出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきた。

その一方で近年、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、多様な主体との連携の重要性が増しているほか、国からの通知（詳細は次頁参照）において、効率化・経営健全化と活用の両立が求められるなど、出資法人を取り巻く環境が変化してきていることから、平成16（2004）年度に策定した「出資法人の経営改善指針」について、平成30（2018）年度に「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」と改め、これまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と併せて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくこととした。

【出資法人の統廃合等】

- ・ 出資率25%以上の法人数 38法人（H14（2002）年度）⇒ 21法人（R3（2021）年度） ※神奈川県住宅供給公社を除く

【財政的関与の見直し】

- ・ 出資率25%以上の法人への補助金 5,933百万（H14（2002）年度決算）⇒ 1,068百万（H29（2017）年度）⇒ 1,391百万（R2（2020）年度決算）

【派遣職員の引上げから再開】

- ・ 出資率25%以上の法人への職員派遣 218人（H14（2002）年度）⇒ 0人（H26（2014）年度）⇒ 2人（R3（2021）年度）

【市退職職員の再就職規制等の見直し】（令和元（2019）年度以降）

- ・ 離職時に課長級以上の職員で、一定の権限を有する者についても、選考委員会による客観的・専門的な審議を十分に行うこと等を条件として、その権限等に関連する企業等からの求人に対して、人材情報を提供し、再就職することを可能とする。
- ・ 出資法人の「効率化・経営健全化」と「連携・活用」の両立を図っていくため、マネジメントの強化が求められており、その役職や責任に見合った報酬（限度額 年額500万⇒700万）の支給を可能とし、役員業績評価の導入を推進。

【経営目標の設定・評価・公表プロセスの見直し】

- ・ 平成29（2017）年度までの法人主体による「経営改善計画」の策定・評価・公表プロセスから、平成30（2018）年度以降、市が主体となった「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定・評価・公表プロセスに見直し。

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

1 方針策定の趣旨

(2) 出資法人を取り巻く状況（H26.8.5_総務省自治財政局_第三セクター等の経営健全化等に関する指針等の概況）

- ・総務省が平成21（2009）年度から取り組んできた第三セクター等の抜本的改革の全国的な推進は当初の予定どおり平成25(2013)年度末で終了。
- ・平成26（2014）年度以降、地方公共団体は第三セクター等に対して徹底した効率化と経営健全化を始めとした適切な関与を行うことが必要。
- ・人口減少・少子高齢化等、現下の社会経済情勢を踏まえれば、公共部門への民間の資金・ノウハウの導入が可能であり、地方公共団体の区域を超えた活用が機動的、弾力的に可能などの長所を持つ第三セクター等を適切に活用し、効率化・経営健全化と地域の元気創造の両立を図ることも重要。

■留意点1 経営状況等の把握、評価

- ・地方公共団体は、第三セクター等の経営状況や資産債務の状況、財政的リスク等について、適切に把握した上で、継続的に評価を行うことが必要
- ・第三セクター等の経営状況等について把握、評価を行った結果、経営悪化等が判明した場合には、速やかに経営健全化に取り組むことが必要

■留意点3 経営責任の明確化と徹底した効率化等

- ・第三セクター等は独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行する法人であり、その経営責任は経営者に帰する。
- ・役職員の選任について、人材を広く求め、民間の経営ノウハウ等の知見を有する者が積極的に登用されるよう努める。
- ・役職員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等、徹底した効率化について不断の取組を進めることが必要

■留意点2 議会への説明と住民への情報公開

- ・地方公共団体は、議会・住民に対して、第三セクター等の財務書類等を報告・公表することに加え、その経営諸指標、地方公共団体が行っている財政的支援とそれに伴う財政的リスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について、分かりやすい説明を行い、理解を得ることが必要

■留意点4 公的支援（財政支援）の考え方

- ・第三セクター等の経営は自助努力により行われるべきであるが、その収入を持って充てることが適当でない又は能率的な経営を行ってもなおその収入のみをもって充てることが困難な経費について、公的支援を行う。
- ・公的支援を行う場合でも、将来的に負担が生じる可能性を有する損失補償は行うべきではない。

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

1 方針策定の趣旨

(3) 方針策定の趣旨

■「川崎市行財政改革第3期プログラム」上の位置づけ

出資法人の経営改善及び連携・活用については、行財政改革第3期プログラム上、改革の取組の一つとして、次のとおり方向性を示しており、その中で「各出資法人の経営目標の設定・評価・公表プロセスをより適切に行うこと」を明確化している。

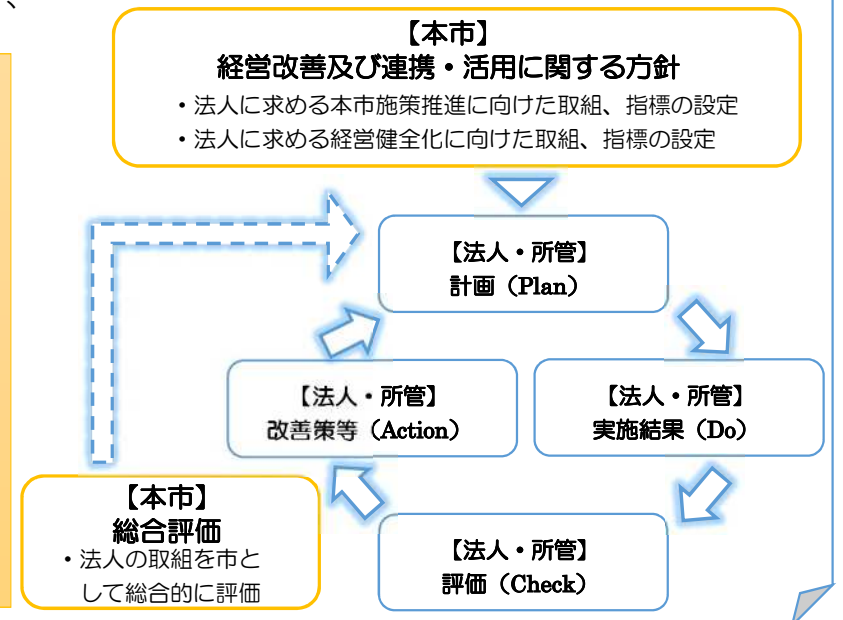
- ・社会経済環境や市民ニーズの変化などを踏まえながら、引き続き、出資法人の役割を確認していくとともに、その設立目的やミッション等を振り返りつつ、出資法人の効率化や経営健全化と連携・活用との両立に取り組む。
- ・各出資法人の経営目標の設定・評価・公表プロセスをより適切に行うことにより、市民サービスの向上や効率的・効果的な事業運営の実現を図る。

■「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」における考え方

これまでの出資法人改革の経緯、取り巻く状況の変化を受け、上記指針の中で、経営改善及び連携・活用の方法について、次のとおり規定している。

- ・本市は、各法人について「経営改善及び連携・活用に関する方針」（以下方針）を策定し、その運用を通じて事業の適切な方向付け・誘導を行うとともに、法人の財務状況等にも留意しながら、経営健全化に向けた法人の主体的な取組を促す。
- ・その策定に当たっては、法人の経営の方向性が本市の施策推進に寄与するものとなるよう、本市の施策における法人の役割等を改めて明確にする。その上で、法人に求める本市施策推進に向けた取組や経営健全化に向けた取組、法人が本市から期待される役割を適切に果たしているかどうかを測る指標等を法人と十分調整し、本市が主体となって設定する。
- ・毎年度、方針に沿った法人の計画（Plan）の取組状況（Do）を本市及び各法人が点検・評価（Check）するとともに、改善等に向けた今後の取組の方向性等（Action）を示し、本市と法人が連携して、事業の有効性及び効率性の向上や経営健全化に向けた取組等の推進を図る。

【PDCAサイクル】



次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

1 方針策定の趣旨

(参考資料) 対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法人名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送(株)
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民生活部多文化共生推進課	(公財)川崎市国際交流協会
4		コミュニティ推進部市民活動推進課	(公財)かわさき市民活動センター
5		市民文化振興室	(公財)川崎市文化財団
6		市民スポーツ室	(公財)川崎市スポーツ協会
7	経済労働局	産業振興部金融課	川崎市信用保証協会
8		産業振興部商業振興課	川崎アゼリア(株)
9		産業政策部企画課	(公財)川崎市産業振興財団
10		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵(株)
11	健康福祉局	保健所環境保健課	(公財)川崎・横浜公害保健センター
12		長寿社会部高齢者在宅サービス課	(公財)川崎市シルバー人材センター
13		障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課	(公財)川崎市身体障害者協会
14	こども未来局	こども支援部こども家庭課	(一財)川崎市母子寡婦福祉協議会
15	まちづくり局	総務部庶務課	(一財)川崎市まちづくり公社
16		総務部庶務課	みぞのくち新都市(株)
17		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
18	建設緑政局	緑政部みどりの管理課	(公財)川崎市公園緑地協会
19	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭(株)
20		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ(株)
21	消防局	予防部予防課	(公財)川崎市消防防災指導公社
22	教育委員会	学校教育部健康給食推進室	(公財)川崎市学校給食会
23		生涯学習部生涯学習推進課	(公財)川崎市生涯学習財団

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(1) 現行方針の構成

- ・ 現行の方針については、最初の2頁で方針全体の内容を簡潔に把握できるようにしている。
- ・ 1頁目で法人の概要と本市施策における役割、関連する市の計画、現状と課題、取組の方向性を示しており、2頁目で本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画として「本市施策推進に向けた事業計画」「経営健全化に向けた事業計画」「業務・組織に関わる計画」ごとに取り組むべき事業・項目とその指標、4カ年の目標を概括できるようにしている。
- ・ 3頁目以降では、当該取り組むべき事業・項目ごとに、その現状と行動計画、指標とその説明、当該指標の現状値と目標値を確認できるようにしている。
- ・ 方針の最終頁では、各法人の経常収支、投資収支、財務収支に係る4カ年の資金計画を確認できるようにしている。

《現行方針の様式イメージ》

経営改善及び連携・活用に関する方針 (平成30(2018)年度～平成33(2021)年度)		1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画 4カ年計画の目標										2. 本市施策推進に向けた事業計画①					3. 本市施策推進に向けた事業計画②					資金計画表 [平成30年度～令和3年度]				
法人名(団体名) 所管課		取組No. 事業名 指標 現状値 目標値 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 単位										事業名 指標 現状 行動計画 スケジュール 現状値 目標値 H29年度 H30年度 R元年度 R2年度 R3年度 単位					法人名 (単位:千円) 決算 予算 計画 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度									
経営改善及び連携・活用に関する方針 法人の施策概要 (1)法人の事業概要 (2)法人の設立目的 (3)法人のミッション		本市施策における法人の役割										1 説明 2 説明 3 説明 直接事業費—直接自己収入					1 説明 2 説明 3 説明 直接事業費—直接自己収入					経常収支 収入 事業収入 営業債権増加 補助金収入 委託費収入 寄付金収入 雑収入 その他収入 ... 経常収入合計 0 0 0 0 0 支出 事業費 管理費 減価償却費(Δ) 貸倒引当金繰入(Δ) 退職給付引当金繰入(Δ) 営業債権増加(Δ) 法人税等支払 ... 経常支出合計 0 0 0 0 0 経常収支 0 0 0 0 0				
本市施策における法人の役割		経営健全化に向けた事業計画										本市施策推進に向けた事業計画②					投資収支 固定資産取得支出 固定資産売却収入 ... 投資等収支 0 0 0 0 0									
法人の取組と関連する計画 市総合計画と連携する計画等 基本政策 施策 分野別計画		業務・組織に関わる計画										財務収支 借入れによる収入 借入金償還による支出 利息/配当金の支払 財務収支 0 0 0 0 0					現金預金増加高 0 0 0 0 0 期首現金預金 期末現金預金 0 0 0 0 0									
現状と課題		取組の方向性 (1)経営改善項目 (2)本市における法人との連携・活用										3頁～					最終頁									

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(2) 現行の取組評価から見えてきた課題

現行の方針について、平成30（2018）年度～令和2（2020）年度と取組評価を行ってきた中で、次期方針策定に向けて、社会状況の変化や本市施策の進展、記載内容の妥当性等、次のとおり課題となる事項が想定される場所である。

■課題1 現行の方針策定時からの本市施策における法人の役割の変遷

- ・ 現行の方針を策定した平成30（2018）年8月から、社会状況の変化や本市施策の進展がある中、各法人に求められる役割についても変遷がないか確認が必要である。
- ・ 特に、令和2（2020）年3月に策定した民間活用（川崎版PPP）推進方針に基づく一層の民間活用の推進や関連施策における市と出資法人の役割分担の見直し、新型コロナウイルスの影響を踏まえた法人事業のあり方の見直し等の検討が必要である。

■課題2 各取組事業・項目の次期方針策定における妥当性

- ・ 「本市施策推進に向けた取組事業」については、法人が行う事業（次期取組期間において行うことが明確な指定管理事業を含む）を網羅しているか、各事業の規模が独立して目標管理するのに相応しいものとなっているか等の確認が必要である。
- ・ 「経営健全化に向けた取組項目」については、各法人の経営状況や資産債務の状況、本市の財政支出等を踏まえた包括的な内容となっているか等の確認が必要である。
- ・ 「業務・組織に関する取組項目」については、コンプライアンスの遵守等目標管理に馴染まないものではなく、「経営改善及び連携・活用に関する指針」に基づき、効率的・効果的な事業実施や運営体制の構築・強化など、各出資法人の取組として優先して行う内容となっているか等の確認が必要である。

■課題3 各取組事業等の指標及び目標値の次期方針策定における妥当性

- ・ 各取組事業等の指標については、現行の方針では、アウトカムとアウトプット指標があり、経営健全化指標についても率と額の指標に偏りがあるなど、当該事業等の結果や成果を評価するものとして、より目的に合致したものとなっているか等の確認が必要である。
- ・ また、インプット指標である事業別の行政サービスコストについても、より実態に即した捉え方の検討が必要である。
- ・ 各指標の目標値の設定については、新型コロナウイルスの影響も想定されるため、経年での現状把握を行い、各取組事業等の実施により、発現を目指す結果や成果について、合理性と実現性を考慮したものとなっているか等の確認が必要である。

■課題4 次期方針策定における将来の経営状況等の見通しの把握方法

- ・ 現行の方針策定時に作成した「資金計画表」と取組評価時に作成する「法人情報シート」の財務状況の関連性を整理（後掲・参考資料1参照）するとともに、その財務指標等から「経営健全化に向けた取組項目」を設定する仕組みとする必要がある。

■課題5 次期方針の取組期間中における目標変更の取扱いの明確化

- ・ 次期方針の取組期間中に、想定外の社会状況の変化や本市施策の進展があった場合、実施する指定管理事業の管理者や実施内容に大幅な変更があった場合等で各取組事業等の適切な方向付け困難な場合には、目標変更を要することを明確化する必要がある。

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(3) 上記課題を踏まえた対応の方針

平成30(2018)年度～令和2(2020)年度 of 取組評価等を通じて、(2) のとおり見えてきた課題について、次のとおり方針を整理し、次期方針策定において、対応していくものとする。

■方針1 川崎市総合計画 第3期実施計画等の策定と連動した本市施策における法人の役割の確認

- ・本市施策における法人の役割の確認にあたっては、法人の設立目的やミッション、存続意義等を踏まえつつ、市総合計画上の関連する政策・施策の方向性はもとより、関連する分野別計画の内容等も考慮した上で、行うものとする。
- ・法人自ら施策上の位置づけや経営面、業務・組織等の現状を明らかにするとともに、課題を抽出し、その課題に対する今後4年間の取組の方向性と具体的な取組・目標を明確化するものとする。

■方針2 各取組事業の網羅性の確認や取組項目への経営状況、業務・組織に関わる優先的取組の反映

- ・本市施策推進に向けた取組事業の網羅性については、出資法人の現況との照合のほか、次期取組期間において行うことが明確な指定管理事業等が包含されているか、確認を行うとともに、各事業の規模を踏まえた整理・統合も検討するものとする。
- ・経営健全化に向けた取組項目については、各法人の収益性・安全性・自立性を表す財務指標等を参考に、法人の種別や財務構造なども踏まえ、各法人の経営状況等の将来見通しを考慮の上、より包括的な内容となるようにする。
- ・業務・組織に関する取組項目については、「経営改善及び連携・活用に関する指針」等に基づき、昨今の社会情勢の変化等に応じた事業見直しや将来の法人運営のための人材育成等、各法人の取組として優先して行う項目を設定(後掲・参考資料2参照)する。

■方針3 各取組事業等の指標の合目的性及び目標値の合理性・実現性の確認

- ・各取組事業等の指標については、現行の指標の他に総量と差分といったような視点も加え想定しうる指標との比較検討を行い、より目的に合致したものとなるようにするとともに、経営健全化指標については、効率性と規模感を把握する観点から、率と額の両面から捉えるようにし、事業別の行政サービスコストについては、より直接的かつ的確な投入費用の捉え方とし、効果分析を行う(後掲・参考資料3参照)ものとする。
- ・各指標の目標値の合理性・実現性については、現行の方針の策定・取組期間(H29～R2)における実績把握の下、新型コロナウイルスの影響からの回復傾向や行動変容等を事業ごとに整理した上で、各取組事業等により、発現を目指す結果や成果について見込むものとする。

■方針4 各法人の直近の経営状況等の確認と将来見通しの算出

- ・各法人の直近の経営状況や資産債務の状況、本市の財政支出等については、H28～R2の5か年の推移を確認するとともに、次期取組期間(R4～7)における経常的・投資的・財務的な動きを踏まえ、将来見通しを算出するものとする。

■方針5 次期取組期間中における目標変更の可能性の確認

- ・次期取組期間中における目標変更の可能性については、関連する分野別計画の改定予定や実施する指定管理事業の指定期間の更新等のタイミングを想定し、各取組事業等の適切な方向付けが困難となる場合には、目標変更を要することをあらかじめ明示する。

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(参考資料1) 各法人の経営状況等の確認と将来見通しの捉え方〔課題4関係〕

① 従前の資金計画表が意図していたこと (H22.11_経営改善計画の手引(策定編)より)

- ・ 前回方針策定時に作成した資金計画表は、期間中、各法人において、いつ・いくらの・どういった種類のお金が入金になるか、また、どのような内容の支出が、いつ・いくら必要となるかを表にしたもの。
- ・ 資金計画表は、法人の活動を「経常収支」、「投資収支」、「財務収支」の3つに区分して表示。
- ・ 「経常収支」には、収入として事業収入や補助金収入等、支出として事業費、管理費等を計上。また、資金収支が発生しない減価償却費等は控除。
- ・ 「投資収支」には、固定資産の取得や売却に係る収支、定期預金の預入や満期に伴う収支等を計上。
- ・ 「財務収支」には、借入の実行や返済による収支、利息の支払による支出等を計上。

② 取組評価時の財務状況の記載項目との相違

- ・ 上記資金計画表が各年度の資金収支に着目していたのに対し、評価時の財務状況は実際の決算数値を用い、その収益状況、資産債務の状況、市の財政支出、財務指標、法人及び市の評価を総合的に表示したものであり、比較が困難であった。

③ 方針と評価で連動した経営状況把握手法の確立

- ・ 方針策定から取組評価まで連動した経営状況の把握手法とするため、旧「資金計画表」を改め、評価時の財務状況の記載項目を基本に、事業収益や人件費、特定資産、有利子負債等をその他主たる勘定科目として特記する様式とする。

資金計画表						取組評価時の財務状況の記載項目				
[平成30年度～令和3年度]						●法人情報				
法人名						(1)財務状況				
(単位:千円)						収支及び財産の状況(単位:千円)				
項目		決算	予算	計画			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
経常収支	収入									
	事業収入									
	営業債権増加									
	補助金収入									
	委託費収入									
	寄付金収入									
	雑収入									
	その他収入									
	...									
	経常収入合計	0	0	0	0	0				
支出										
事業費										
管理費										
減価償却費(Δ)										
貸倒引当金繰入(Δ)										
退職給付引当金繰入(Δ)										
営業債権増加(Δ)										
法人税等支払										
...										
経常支出合計	0	0	0	0	0					
経常収支	0	0	0	0	0					
投資収支										
固定資産取得支出										
固定資産売却収入										
...										
投資等収支	0	0	0	0	0					
財務収支										
借入れによる収入										
借入金償還による支出										
利息/配当金の支払										
財務収支	0	0	0	0	0					
現金預金増加	0	0	0	0	0					
期首現金預金										
期末現金預金	0	0	0	0	0					

取組評価時の財務状況の記載項目				
●法人情報				
(1)財務状況				
収支及び財産の状況(単位:千円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
正味財産増減の部				
(一般正味財産増減の部)				
経常収益				
経常費用				
当期経常増減額				
前期一般正味財産増減額				
(指定正味財産増減の部)				
当期指定正味財産増減額				
正味財産期末残高				
総資産				
流動資産				
固定資産				
総負債				
流動負債				
固定負債				
正味財産				
一般正味財産				
指定正味財産				
エラーチェック				
本市の財政支出等(単位:千円)				
補助金	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
委託料				
指定管理料				
貸付金(年度末残高)				
損失補償・債務保証付債務(年度末残高)				
出捐金(年度末状況)				
(市出捐率)				
財務に関する指標				
流動比率(流動資産/流動負債)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
正味財産比率(正味財産/総資産)				
正味財産利益率(当期正味財産増減額/正味財産)				
総資産回転率(経常収益/総資産)				
収益に占める市の財政支出割合((補助金+委託料+指定管理料)/経常収益)				
法人コメント		本市コメント		
現状認識	今後の取組の方向性	本市が今後法人に期待することなど		

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(参考資料2) 業務・組織に関する取組項目への優先的取組の反映イメージ〔方針2関係〕

① 旧経営改善計画での「業務・組織に関する取組」の位置づけ (H22.11_経営改善計画の手引(策定編)より)

- ・旧経営改善計画では、業務・組織に関する取組について、業績目標や「財務の改善」を実行するために、主に業務の見直しの観点と組織・人員の観点から、抜本的な経営改善につながる施策を検討することとしてきた。
- ・具体的には、業務の能率向上、組織体制の見直し、人事給与制度及び研修制度の見直し、適正な業務運営、透明性の高い法人運営などの項目設定と、その指標についても、人事給与制度の改革、人件費比率の低減、正規職員・市派遣職員の削減、事業評価制度の導入、業務・組織の最適化などを参考に計画を策定することとした。

② 「経営改善及び連携・活用に関する指針」上の業務・組織に関する取組

- ・指針上、出資法人が取り組む課題として「経営改善及び連携・活用に関する方針」に基づく取組のほか、効率的・効果的な事業実施、運営体制等の構築・強化、本市に準じた取組の推進、情報公開の推進、監査の実施など(右表大項目)が挙げられている。
- ・そのうち、本市施策推進に向けた取組や経営健全化に向けた取組に当たらないもの、(数値による)毎年度の目標管理に適したものを選択すると右表小項目のとおりとなる。

指針上の取組(大項目)	業務・組織に関する取組(小項目)
効率的・効果的な事業実施	事業の抜本的な見直し、業務プロセスの可視化等
運営体制等の構築・強化	簡素・効率的な運営体制、役職員の選任・採用、役員の報酬、職員の人事・給与制度、職員の人材育成
本市に準じた取組の推進	契約、広報
情報公開の推進	情報開示、インターネットの活用
監査の実施	監査体制の強化、外部監査の実施

③ 上記業務・組織に関する取組の体系からの項目及び指標設定イメージ

- ・次期方針策定においては、旧経営改善計画から「業務」「組織」の観点を踏襲しつつ、指針に掲げられている取組(小項目)を基本に分類分けを行った右表の取組項目及び指標例にならって、各法人において優先的に取り組むべき事項を選定する方法が考えられる。

	取組項目	指標例
業務	事業見直し・業務改善	事業の縮小・廃止、業務フローの作成等
	情報公開	規定資料の開示率、インターネットの活用率等
組織	運営体制	役職員数、プロパー比率、民間出身者比率等
	役員報酬・職員給与体系	業績評価導入状況、勤務形態の弾力化等
	人材育成	役職員の研修参加率、資格取得率等
	監査体制	外部監査の実績数・反映実績等

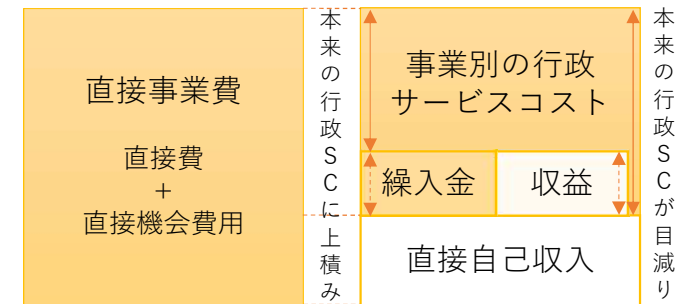
次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(参考資料3) 本市施策推進に向けた取組事業における事業別の行政サービスコストの捉え方〔方針3関係〕

① 現行の事業別の行政サービスコストの考え方 (H24.3_経営改善計画の手引(評価編)より)

- ・事業別の行政サービスコストとは、実施している事業単位に着目して算出するもので、各事業の成果に対してどの程度のコストが発生しているかを明らかにするもの。直接事業費から直接自己収入を控除した差額を事業別の行政サービスコストという。
- ・直接事業費は「各事業に直接的に関連づけられるコスト」をいう。財団法人の事業費と管理費・機会費用のうち事業に直接的に関連づけられるもの、株式会社の売上原価・販管費・機会費用等のうち直接的に関連づけられるものが該当。
- ・機会費用とは「団体が市から有利な取扱い(市有財産の減免等)を受けている場合に、そのために住民が負担することとなるコスト」をいう。
- ・直接自己収入は「事業に直接的に関連づけられる自己収入」をいう。この自己収入とは「出資法人が市以外の者から得た収入」のことで、各事業で受益者負担の原則に基づき得た収入や国・県からの補助金収入などが該当。自己収入に該当しないものとしては川崎市からの補助金、受託収入、指定管理料収入、特定預金取崩収入、繰入金収入などが当たる。



② 事業別の行政サービスコストの算定上の課題

- ・事業別の行政サービスコスト = 直接事業費 - 直接自己収入 (前期繰越額や特定資産からの繰入金等は含まれず、逆に収益となるような自己収入は含まれる) であるため、本来の本市の財政支出以上又は以下の値となり、正確に支出額を表せないことがあった。
- ・「各事業に直接的に関連づけられるコストや自己収入」「機会費用」等の考え方が分かりづらいという課題があった。
- ・「各事業に直接的に関連づけられないコストや自己収入」である間接費や間接自己収入が見えづらい仕組みとなっていた。

③ 新たな事業別の行政サービスコストの捉え方

- ・これまでどおり「各事業に直接的に関連づけられるコストや自己収入、繰入金等」を捉えながらも、本市からの補助金、受託収入、指定管理料などの財政支出も直接的に捉えることとする。それによって、本市の財政支出の単純な増減だけでなく、直接事業費に占める本市の財政支出の割合など、本項の主旨である費用対効果や本市への依存度等をよりの確に把握できるようになる。
- ・「各事業に直接的に関連づけられるコスト」には、実際に費用が生じていない機会費用は計算上積み上げないものの、そのあり方は別途適切に加味するものとする。
- ・間接費や間接自己収入の評価については、経営状況の将来見通しと確認を行う中で、一層の効率化や確保を図っていくものとする。

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(参考資料4) 川崎市行財政改革推進委員会の審議結果 (方針策定にいただいた主な意見とその対応状況)

開催回数・年月日	主な意見要旨	対応状況
第1回委員会 (2021.5.13)	<ul style="list-style-type: none"> ①指標の確認における総量と差分といった視点について ②法人の業務内容による目標設定等における新型コロナウイルス感染症の影響の類型化について ③経営状況の見通しにおける新型コロナウイルス感染症の影響をどのように適切に補正するかについて ④法人のビジョンと経営状況の見通しをつなげて構想する必要性について ⑤各出資法人の存続意義を定期的に見直す必要性について ⑥目標変更の基準の明確化、透明化の必要について 	<ul style="list-style-type: none"> ①方針策定の考え方の対応方針に、<u>指標の検討の視点として総量と差分の考え方を追加</u> ②目標値の設定について、<u>新型コロナウイルス感染症の影響からの回復等を事業ごとに整理することを明確化</u> ③経営状況の見通しについては、直近5か年の推移の確認と次期取組期間における財務的な動きを踏まえる中で、<u>新型コロナウイルス感染症の影響も適切に補正するよう所管局と共有</u> ④経営健全化に向けた取組項目については、各法人の経営状況の見通しを考慮の上、策定することを想定 ⑤法人の役割の確認にあたっては、<u>その存続意義も踏まえて行うことを明示</u> ⑥目標変更の可能性については、<u>関連する分野別計画の改定や指定管理事業の指定期間の更新等のタイミングを想定</u>
第2回委員会 (2021.12.24)	<ul style="list-style-type: none"> ①行政サービスコストや機会費用の考え方への理解について ②各法人の役割の確認における時代の変化への考え方が整理されているかについて (土地開発公社、文化財団等) ③新型コロナウイルス感染症への現状認識と取組の方向性の記載について (国際交流協会等) ④現状値を下回る目標値の設定理由について (国際交流協会等) ⑤産業振興財団の財団全体の収益の目標値の設定根拠について ⑥公害保健センターの業務・組織に関する計画の指標名について ⑦公園緑地協会の収益事業の今後の方向性について ⑧公園緑地協会の存続意義と提供するサービスのあり方の判定時期について ⑨目標変更の可能性の明示と運用について 	<ul style="list-style-type: none"> ①本市財政支出を直接的に捉えながらも、<u>直接事業費に占める割合や直接自己収入の獲得、機会費用も別途適切に加味していく必要を改めて周知</u> ②法人の役割の確認にあたっては、<u>社会経済環境や市民ニーズの変化などを踏まえながら、引き続き行っていくことを再確認</u> ③新型コロナウイルス感染症に対する現状認識と取組の方向性の記載が不足している法人については、その内容を追加 ④⑤各事業計画の行動計画に理由の概略と指標一覧の目標値の考え方に理由の詳細を明示 ⑥公害保健センターの業務・組織に関する計画の指標名を修正 ⑦⑧公園緑地協会の存続意義と提供するサービスのあり方、収益事業の今後の方向性については、<u>次期取組期間中に考え方を整理する旨を明示</u> ⑨目標変更については、<u>可能性があるものを予め明示するが、予見しえない場合についても、公平・公正に運用がされるよう留意</u>

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

4 方針の策定スケジュール

次期方針の策定スケジュールについては、以下のとおり行財政改革第3期プログラムの策定と連動したものとする。

